

亀山市規則第 2 1 号

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成 1 7 年亀山市規則第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「契印が」の次に「あるもの若しくは特殊加工されているもので」を加える。

第 4 条中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 6 条第 1 項」に改める。

第 5 条中「第 1 5 条第 2 項」を「第 1 6 条第 2 項」に改める。

第 6 条第 8 号中「第 1 2 条第 1 項」を「第 1 3 条第 1 項」に改め、同条第 9 号中「第 1 3 条」を「第 1 4 条」に改め、同条第 1 0 号を削り、同条第 1 1 号中「第 1 5 条第 2 項」を「第 1 6 条第 2 項」に、「様式第 1 1 号」を「様式第 1 0 号」に改め、同号を同条第 1 0 号とする。

様式第 1 号中 「

生年月日		性別	
------	--	----	--

」

を 「

旧 氏		生年月日	
-----	--	------	--

」 に改める。

様式第 2 号中 「

生年月日	年	月	日	性別 男 女
------	---	---	---	--------------

」

を 「

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

」 に改める。

様式第 8 号中 「

生年月日		性別	
住 所			

」

を	旧 氏		生年月日		に改める。
	住 所				
	備 考				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年11月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。